

第118回定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 地下1階ホール

決議事項

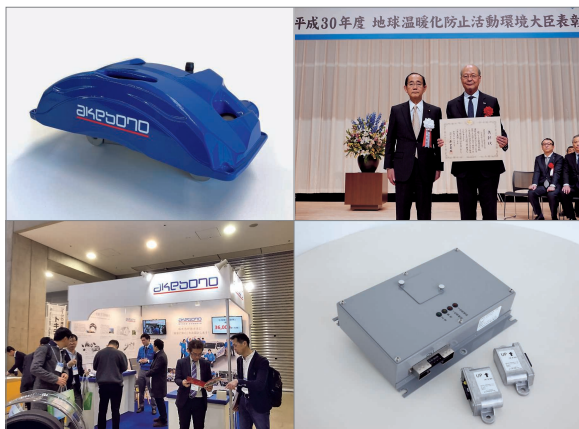
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 買収防衛策継続の件

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

なお、株主総会終了後に開催しておりました株主懇談会は、取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※株主総会ご出席株主様へのお土産は、昨年より取り止めとさせていただいております。

"さりげない安心と感動する制動を"
曙ブレーキ工業株式会社
(証券コード 7238)



曙の理念

私達は、
「摩擦と振動、その制御と解析」により、
ひとつひとつのいのちを
守り、育み、支え続けて行きます。

1999年制定

CONTENTS

株主の皆様へ.....	2	連結株主資本等変動計算書.....	42
トピックス.....	3	貸借対照表.....	44
第118回定時株主総会招集ご通知.....	5	損益計算書.....	45
議決権行使のお願い.....	6	株主資本等変動計算書.....	46
株主総会参考書類.....	8	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告.....	47
事業報告.....	21	計算書類に係る会計監査人の監査報告.....	48
連結貸借対照表.....	40	監査役会の監査報告.....	49
連結損益計算書.....	41	株式事務のご案内.....	51

表紙の写真
左上：新構造ブレーキキャリパー
右上：「平成30年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰」授賞式の様子
左下：国際オートアフターマーケットEXPO2019 当社ブース
右下：脱線検知装置

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当社及び当社子会社6社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）を申請し、受理されました。この事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関様と協議を進めながら、一般社団法人事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案の策定を進めており、全てのお取引金融機関様の同意による成立を目指しております。株主の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げますとともに、このような事態に至ったことに対する責任の重さを痛感いたしております。

当社グループは、前中期経営計画「akebono New Frontier 30-2016」に基づき、「北米事業の立て直し」、「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」、「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」の3つを重点目標として掲げ、これらを達成することにより「健全な財務体質への回復」を目指してまいりました。

しかしながら、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したことなど、北米事業には新たな課題が生じております。日本・北米を中心とした原材料価格の大幅な高騰の影響、受注減少にあわせた生産体制や本社機能の適正化などの対応が遅れたこともあり、2019年3月期の連結売上高は2,437億円（前期比8.0%減）、営業利益は2億円（前期比97.4%減）となりました。また、北米、欧州及びタイにおいて減損損失を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損失は183億円の損失（前期は8億円の利益）となりました。誠に遺憾ではございますが、当期の配当を無配とさせていただきますことを株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

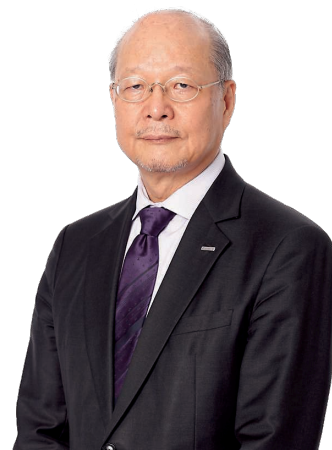
このような状況下、当社グループは今後の再成長に向け、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続の中で、事業再生計画案の成立にグループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様には、重ねてお詫びを申し上げますとともに、ご理解、ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2019年6月

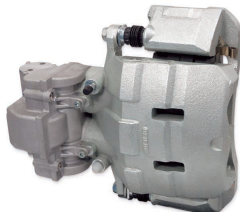
代表取締役会長兼社長

信元久隆



トピックス

世界初「中・小型トラック用電動パーキングブレーキ」開発



当社は既存他社量産品に対して優れた性能を持つ「中・小型トラック用電動パーキングブレーキ」を世界で初めて開発しました。既存の他社量産品がひとつのモーター出力をひとつのピストンに伝達する構造であるのに対し、当社製品はひとつのモーター出力を2つのピストンに伝達する独自の構造にしており、発生出力は2倍以上となっています。また、車両1台当たり3kg以上の軽量化も実現しています。自動車の電動化が進む中、ブレーキに対しても電動化が求められており、今後、本製品を軸として様々な電動ブレーキを開発し、ビジネスの拡大を図っていきます。

中国の当社グループ2社が環境賞受賞



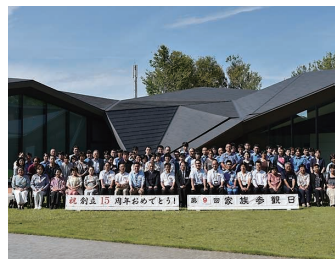
2018年6月、中国の広州市環境保護局が主催した「美しい広州、我が活動家」というイベントにて、当社グループの広州曙光制動器有限公司が『広州市の環境を保護する会社』として表彰されました。広州市開発区の20社が環境保護優秀企業に選出され、広州曙光制動器は省エネや廃棄物の排出削減に向けた取り組みと継続した改善活動が高く評価されました。また、蘇州市環境保護局が蘇州市の民間企業945社を対象に2017年の環境活動への信用評価を実施し、同じく当社グループの曙光制動器（蘇州）有限公司が、持続可能なクリーン生産体系の構築に顕著な功績があったことが高く評価され、最高ランク「グリーン企業」に認定されました。

世界初「新構造ブレーキキャリパー」開発



当社は既存のディスクブレーキの構造を大幅に見直し、自動車の電動化への対応と地球環境保全に配慮した全く新しいタイプの「新構造ブレーキキャリパー」を世界で初めて開発しました。素材にはアルミを用いており最大30%の軽量を実現し、車両の燃費向上に貢献するとともに、既存製品に対してブレーキパッドの偏摩耗を1/5程度に低減させることが可能です。さらには車両への搭載性やデザイン性も考慮した画期的な製品です。今後はこの新技術を電動ブレーキキャリパー、商用車用・産業機械用ブレーキキャリパーなど幅広い製品に展開していく予定です。

あけぼの123株式会社が設立15周年



2018年9月、当社グループの特例子会社・あけぼの123株式会社が設立から15周年を迎えました。記念イベントでは「第9回あけぼの123家族見学会」や行政書士・社会保険労務士の先生の講演などを開催しました。また、これを機に当社ウェブサイトでは、あけぼの123のさまざまな活動を紹介するページをオープンしました。同社は「社員を人として育てる」という理念のもと、障がい者が仕事を通じて成長できる職場づくりに取り組んでいます。設立以来、社員数が増えるとともに、職域が当初の清掃業務のみから名刺印刷、伝票整理、コピー用紙の供給、設計図面のスキャン、製造現場での部品梱包に拡大しています。

「平成30年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰」を受賞



2018年12月、「平成30年度 地球温暖化防止活動環境大臣表彰」において、当社は「コージェネレーションシステムを中心としたCO₂排出低減と環境美化推進活動」の功績が認められ、5部門ある対象部門のうち、「対策技術先進導入部門」において環境大臣より表彰されました。コージェネレーションシステムとは、ガスエンジン発電の廃熱を利用して蒸気を発生させ、その蒸気が温水になるまでのエネルギーを効率よく取り出すシステムです。当社は、廃熱を利用した先進性のある設備の導入と再生可能エネルギーを組み合わせることで、温室効果ガスを大幅に削減しています。

「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」に2年連続で認定



2019年2月、当社とすべての国内グループ会社が、昨年に続き「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」に認定されました。これは経済産業省と日本健康会議による共同選出で、「社員健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる」ことが評価されました。経済産業省からは、「グループ会社全体や取引先、地域の関係企業・顧客・従業員の家族などに健康経営の考え方を普及拡大していく「トップランナー」の一員としての役割を求めている」とコメントがあり、今後もグループが一体となって、社員が心身ともに健康で充実した生活が送れるような活動を継続することが重要となっています。

脱線検知装置を供給開始



2019年2月、当社が生産を担当した脱線検知装置（写真左）が首都圏を走る新型鉄道車両に採用され、供給を開始しました。この装置は2013年に西日本旅客鉄道株式会社と共同開発した車両挙動感知装置（写真右）の技術に応用し、お客様の要望に合わせて、脱線を検知することに特化した製品として開発したものです。車体の加速度をもとに列車の異常挙動を監視・検知し車両に報せる本製品は、異常挙動を検知した列車からの緊急信号により、周囲を走る列車を停止させ、二次災害を防ぐ役割も担っています。今後、長年にわたって培ってきたセンサー技術を活かし、「情報とサービス」のビジネス拡販に取り組んでいきます。

「国際オートアフターマーケットEXPO 2019」に出展



当社は2019年3月、自動車アフターマーケット市場の活性化を目的として毎年開催されている「第17回国際オートアフターマーケットEXPO 2019」に出展。当社が紹介した「モノづくりに対するこだわりと総合力」「2019年度発売予定の新プレミアムパッド」に対し、来場者からは当社製品への信頼の高さ、新商品への期待の声をいただきました。また「サービス体制の紹介」では、全国8営業拠点を中心となり活動した代理店、部品商や整備業者に対するトレーニング（2018年度は7,110名）やフェアなどを紹介することにより、当社独自の幅広い活動をアピールしました。今後も補修品活動を製品開発や充実したサービスの提供に繋げていきます。

株 主 各 位

証券コード 7238
2019年6月11日
東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役会長兼社長 信 元 久 隆

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、6ページの「議決権行使のお願い」に従って、2019年6月26日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 地下1階ホール ※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
3 目的事項	報告事項 1. 第123期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第123期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役3名選任の件 第3号議案 買収防衛策継続の件

以 上

- 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、【事業報告】の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類」の「連結注記表」、「計算書類」の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。なお、当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送させていただきますので、当社代表電話03-3668-5171宛にお申し出ください。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。
株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、

会場受付にご提出ください。

・紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2019年6月27日（木）

午前**10時**

※代理出席に関して

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、委任した株主様の署名又は記名捺印のある委任状とともに、議決権行使書用紙又は本人確認が可能な書面（印鑑証明書、運転免許証等のコピー）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、郵送又はインターネットにより議決権をご行使いただけます。



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2019年6月26日（水）

午後**5時40分**

到着分まで



インターネットによる議決権の行使

詳細は7ページ▶

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

行使期限

2019年6月26日（水）

午後**5時40分**

まで受付

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

株式会社 御中
株主 総会 日 議決権の数
議決権行使書用紙副票 (右側)

「ログイン用QRコード」はこちら

ログインID
5432-0876-2345-6789
パスワード
123456

議決権行使書用紙副票 (右側)



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。
同封の議決権行使書用紙副票 (右側) に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

2回目以降のログインの際は…

下記のご案内に従ってログインしてください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行 議決権行使サイトへようこそ

「次の画面へ」をクリック

② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID
仮パスワード

「ログイン」をクリック

③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード (確認用)」の両方を入力

現在のパスワード
新しいパスワード
新しいパスワード (確認用)

「送信」をクリック

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日 (2019年6月26日 (水曜日)) の午後5時40分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間: 午前9時から午後9時まで

<議決権電子行使プラットフォームの利用について>

株式会社IC³が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

株主総会参考書類は 8 ページ以降をご覧ください

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
- 当事業の現状に即し、今後の事業展開に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について、事業目的の追加及びこれに伴う項数の繰下げを行うものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第 2 条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の品目の製造、加工、販売、施工に関する事業 （1）～（9）（条文省略） （新設） 2. ～10.（条文省略） （新設） 11. 前各項に付帯関連する一切の事業	第 2 条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の品目の製造、加工、販売、施工に関する事業 （1）～（9）（現行どおり） <u>（10）化学工業製品及びその原料</u> 2. ～10.（現行どおり） <u>11. 医薬品、医薬部外品及び化粧品並びにその原料の開発、販売、製造及び製造販売に関する事業</u> <u>12. 前各項に付帯関連する一切の事業</u>

取締役信元久隆、荻野好正、松本和夫、伊藤邦雄及び鶴島琢夫の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1. ^{のぶ もと}信元 ^{ひさ たか}久隆（1949年5月9日生）

再任



■所有する当社の
株式数
961,306株

略歴及び当社における地位

1973年 4 月	株式会社D.B.A（フランス）入社	1986年10月	Ambrake Corporation （現Akebono Brake Corporation）Chairman, President
1977年 6 月	当社入社		
1983年 6 月	当社取締役		
1984年 6 月	当社常務取締役		
1985年 6 月	当社専務取締役	1990年 6 月	当社代表取締役社長
1986年 6 月	当社代表取締役副社長	1994年 6 月	当社代表取締役会長兼社長（現職）
		2000年 4 月	当社執行役員会長兼社長（現職）

取締役候補者とした理由

信元久隆氏は、長年にわたり当社の経営の先頭に立ち、当社のコア技術である「摩擦と振動、その制御と解析」を中心に据えた事業の推進により当社の成長に尽力してまいりました。現在の厳しい経営状況下、継続性をもって難局に当たり、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るために必要と考え、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

2. 荻野 好正 (1950年6月3日生)

再任



■所有する当社の
株式数
53,214株

略歴及び当社における地位

1975年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2011年4月	社長補佐
2004年7月	当社入社 顧問	2011年5月	Akebono Brake Corporation Chairman
2004年12月	経理財務部門担当	2012年1月	Akebono Europe S.A.S. Chairman
2005年4月	当社常務執行役員	2015年4月	Akebono Brake Corporation Chairman, President & CEO
2005年6月	当社取締役、CFO	2016年1月	CFO (現職)
2006年4月	当社専務執行役員	2018年1月	財務・経理部門長
2007年2月	当社執行役員副社長 (現職)		
2008年8月	当社代表取締役 (現職)		
2009年7月	企画・管理管掌		

当社における担当 CFO

取締役候補者とした理由

荻野好正氏は、CFO、経営企画、財務経理、企画管理など幅広い分野で経営の先頭に立ち、グローバルな視野での様々な事業展開を通じて当社の成長に尽力してまいりました。現在の厳しい経営状況下、継続性をもって難局に当たり、今後の再成長に向けた財務基盤の早期回復とステークホルダーからの信頼回復を図るために必要と考え、引き続き同氏を取締役候補者としたしました。

3. 松本 和夫 (1952年9月3日生)

再任



■所有する当社の
株式数
65,517株

略歴及び当社における地位

1977年4月	当社入社	2015年9月	アジア事業担当
2007年1月	当社執行役員待遇	2016年1月	グローバル生産企画部門長
2010年1月	当社常務執行役員待遇	2016年2月	投資戦略企画室担当
	Akebono Brake Corporation President & CEO	2016年6月	当社代表取締役（現職） 当社執行役員副社長（現職） 生産全般
2011年11月	当社常務執行役員	2017年10月	COO（現職） 北米事業担当
2012年7月	Akebono Europe S.A.S. CEO		Akebono Brake Corporation Chairman（現職）
2013年1月	生産管掌	2018年1月	Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. Chairman（現職）
2013年6月	当社取締役 当社専務執行役員		
2014年8月	PT. Akebono Brake Astra Indonesia President		

当社における担当

COO

重要な兼職の状況

Akebono Brake Corporation Chairman
Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. Chairman

取締役候補者とした理由

松本和夫氏は、生産業務全般の深い知識・豊富な経験をベースに海外の複数の生産拠点の責任者を歴任し、グローバルな視野で生産業務全体の統括、さらにはグループ企業経営を通じ、当社の成長に尽力してまいりました。現在の厳しい経営状況下、継続性をもって難局に当たり、今後の再成長に向けた生産基盤の再構築及び財務基盤の早期回復を図るために必要と考え、引き続き同氏を取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社の株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

第3号議案 買収防衛策継続の件

当社は、2007年5月7日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）について決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、2007年6月21日開催の当社第106回定時株主総会において株主の皆様からご承認いただきました。また、その後の当社定時株主総会においても、株主の皆様から本プランの継続のご承認をいただいております。

今般、当社は、本プランが当社第118回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって終了することを受け、2019年5月13日開催の当社取締役会において、本プランを継続することを決定いたしました。

但し、本プランの継続は、本定時株主総会において、本プラン継続の承認議案が可決されたことを停止条件とします。本プランの継続に際して実質的な内容の変更を含まない所要の修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本議案は、本プランの継続のご承認をお願いするものであります。本プランの詳細は下記のとおりです。また、本基本方針及び本基本方針の実現に資する特別な取組みにつきましては、「第118回定時株主総会インターネット開示情報」6ページから8ページに記載のとおりです。

なお、本プランの継続については、社外監査役3名を含む監査役5名全員が、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、その継続に賛成する旨を表明しております。

当社株券等の大量買付行為に関する対応策（本プラン）の内容

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計

を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i)大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行い、(iv)当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様の意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)から(iv)の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ(共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。)の概要(大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大量買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③ 当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様に大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対しいくつかの対抗措置をとりません。）。

- ① 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。
- ③ 当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様に発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。
- ④ 株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ⑤ 大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。（なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時までには当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）

- ⑥ 当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2.（4）に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3. 及び4. において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権 1 個当たり 1 円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権 1 個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることになります。

ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

本定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決された場合、本プランの有効期限は、2020年6月30日までに開催される第119回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第119回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第119回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）のいずれにもあたりません。

なお、2019年3月31日現在の大株主の状況は35ページに記載のとおりです。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意思確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様に株主意思確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

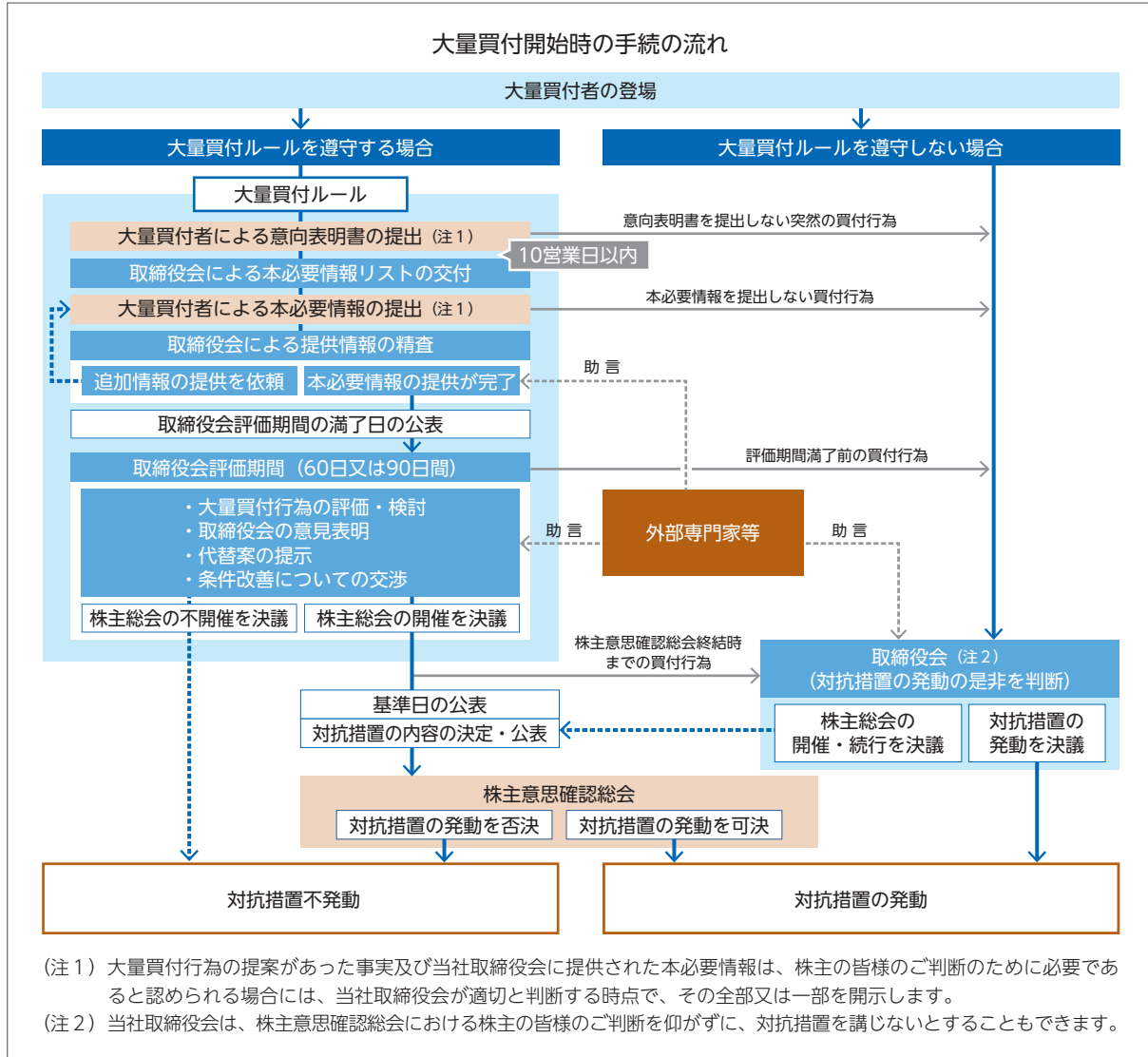
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

(ご参考) 本プランの概要

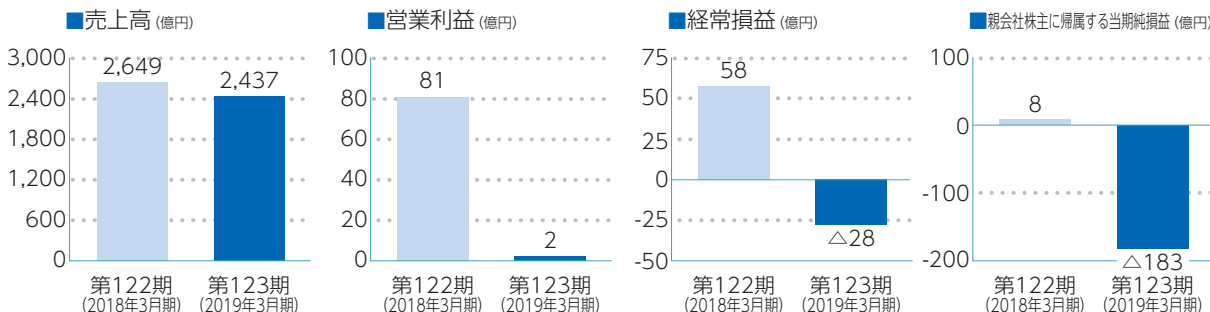


上記手続の流れは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。本プランの詳細内容については、本文をご参照ください。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（注）における当社グループの売上高は、欧州とアジア地域での受注は好調だったものの、日本、北米での減収の影響で2,436.7億円と対前期比212.5億円（△8.0％）の減収となりました。利益面では、日本及び北米における受注減少や鋼材など資材の市況高騰の影響が大きく営業利益は2.2億円と対前期比79.3億円（△97.4％）の減益、経常利益は28.1億円の損失（前期は経常利益58.0億円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、米国の4工場、スロバキア工場並びにタイの鋳物工場で合計151.2億円の固定資産の減損損失を計上したことが大きく影響し、182.6億円の損失（前期は7.8億円の利益）となりました。



セグメントごとの業績は次のとおりであります。

① 日本

SUV（スポーツ用多目的車）用製品や小型トラック用製品、フォークリフト用をはじめとした産業機械用製品などの受注の好調に加え、新型車の立ち上げによる売上増があったものの、一部の国内完成車メーカーにおける欧米向け輸出車両の販売低迷、当社製品採用車の生産打ち切りなどの影響が大きく、売上高は771.7億円と対前期比42.3億円（△5.2％）の減収となりました。利益面では、生産性向上や材料スクラップ率改善といった生産の合理化や調達の合理化効果があったものの、大幅な受注の減少や鋼材など資材の市況大幅高騰によるコスト増その他経費の増加等により、営業利益は6.3億円の損失（前期は営業利益33.4億円）となりました。

② 北米

補修品業界全体の在庫調整のために低迷していた補修品ビジネスは、市場の回復に加え、販売チャネルの増加など拡販に努めた結果、前期と比べ17.6％の増収となりました。しかしながら、米系完成車メーカーにおける主要車種の新規モデルへの切り換えと同時に受注を逃したことで、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退などの影響で、売上高は1,195.6億円と対前期比203.4億円（△14.5％）の減収となりました。利益面では、人員の適正化、生産や調達の合理化などの取り組みにおいて一定の効果が出ているものの、大幅な受注の減少と鋼材など資材の市況高騰により、営業利益は40.4億円の損失（前期は営業利益15.2億円）となりました。

③ 欧州

補修品市場向け摩擦材ビジネスは減少しましたが、高性能量販車用製品やグローバルプラットフォーム（全世界での車台共通化）車用製品の受注増加が大きく貢献し、売上高は158.5億円と対前期比17.4億円（+12.3%）と大幅な増収となりました。利益面では、スロバキア工場における受注増の影響に加え、生産性改善と品質の向上によるスクラップ費用の大幅削減や、米国から調達していたキャリパー用基幹部品を欧州現地調達に切り替えるなど材料費の購入価格低減に取り組んだ結果、営業利益は7.2億円の損失（前期比13.2億円の改善）と大幅に改善しました。第4四半期にはスロバキア工場の営業利益が0.6億円の黒字となるなど、予定より少し遅れがあったものの、ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネス拡大を進めてきた成果が出てまいりました。

④ 中国

SUV用製品や新型車の生産立ち上げにともなう受注増があったものの、第4四半期における中国自動車需要縮小の影響により一部の日本メーカーや欧州メーカー向け製品の売上が減少し、売上高は218.2億円と対前期比6.5億円（△2.9%）の減収となりました。利益面では、環境規制強化にともなう設備投資を含めた環境対策コストの増加、資材の市況高騰、労務費の上昇、供給価格の値下げ要求などがあり、生産性向上などの合理化に努めましたが、コスト増を吸収しきれず営業利益は23.0億円と対前期比3.5億円（△13.0%）の減益となりました。

⑤ タイ

タイ国内向け小型車用製品やピックアップトラック用製品の受注が拡大したものの、当社製品採用車の生産打ち切りの影響などにより売上高は78.9億円と対前期比0.1億円（△0.2%）の減収となりました。利益面では、利益率の高い摩擦材製品の生産が減少したことに加え、新規モデル向け製品立ち上げのための先行費用の発生など減益要因がありましたが、合理化や償却費減少などの効果があり、営業利益は5.6億円と対前期比0.7億円（+13.4%）の増益となりました。

⑥ インドネシア

インドネシアの自動車市場全体が好調に推移する中、MPV（多目的乗用車）用製品の新規立ち上げや、既存車種のフルモデルチェンジなどが相次ぎ、受注は好調に推移しました。また、小型トラック用製品の立ち上げや、自動二輪車用製品の受注増、欧州向けグローバルプラットフォーム車用製品の好調な需要も続き、売上高は203.6億円と対前期比15.8億円（+8.4%）の増収となりました。利益面では、円高による為替換算の影響や人員増による労務費の上昇、輸送費などの経費増があったものの、受注増による増益効果とともに、生産性改善などの合理化も大きく貢献し、営業利益は24.1億円と対前期比4.6億円（+23.5%）と大幅な増益となりました。

(注) 当事業年度とは

(1) 北米・中国・タイ・インドネシア：2018年1月～2018年12月

(2) 日本・欧州：2018年4月～2019年3月 となります。

<セグメント別（地域別）業績>

(単位：億円)

	売上高			営業利益		
	前期	当期	増減	前期	当期	増減
日本	814	772	△42	33	△6	△40
北米	1,399	1,196	△203	15	△40	△56
欧州	141	158	17	△20	△7	13
中国	225	218	△7	26	23	△3
タイ	79	79	△0	5	6	1
インドネシア	188	204	16	20	24	5
連結消去	△196	△190	7	2	3	1
連結	2,649	2,437	△213	81	2	△79

(2) 対処すべき課題

①前中期経営計画「akebono New Frontier 30-2016」の総括と今後の取り組み

前中期経営計画「akebono New Frontier 30-2016」では、製品別の事業展開をグローバルベースで行うことを基軸としたさらなる競争力の強化及び経営基盤の確立を目的として、「北米事業の立て直し」、「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」、「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」の3つを重点目標として掲げ、これらを達成することにより「健全な財務体質への回復」につなげることを目指して活動してまいりました。

「北米事業の立て直し」につきましては、現地主導によるマネジメント体制を強化することにより組織の抜本的改革を実行し、売上重視から利益重視の経営に転換してまいりました。具体的には不採算製品の収益性改善を完成車メーカーの協力も得て実施したほか、「安全・品質・納期」の原点に戻り、生産性改善や販管費を含めた間接業務の改善などを実施することにより、2017年には黒字化を達成することができました。しかしながら、中期経営計画最終年度の2018年には、前年度からの経営体制が機能せず、原材料市況の高騰によるコストの増加、次期モデルの受注ができなかったことによる売上の減少に対応したコスト削減が計画通りに進まなかったことなどから、大幅な損失を計上する結果となりました。

「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」につきましては、グローバルレベルでビジネスの多様化が進む中で、当社は、日本・北米・欧州・アジアの各地域で展開しているビジネスの連携をさらに深めることを目的に、地域を限定しない製品別事業部制（ビジネスユニット（BU）制）を発足させました。①Foundation BU（ブレーキ機構製品担当BU）、②Friction Material BU（摩擦材製品担当BU）、③HP BU（高性能量販車用製品担当BU）、④補修品BU、⑤インフラ&モビリティシステムBUの5つの事業部を設け、2016年以降、日本・アジアを皮切りに、2019年1月からは北米にも事業部制を展開してグローバルネットワークの確立を進めてまいりました（なお、2019年4月よりHP BUをFoundation BUに集約し4つの事業部となっております。）。

「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」につきましては、F1で培った高性能ブレーキ技術を量販製品にも活用し、製品の差別化、高付加価値化を進めてまいりました。2014年に設立したスロバキア工場においては、高性能6ポットキャリパーを生産し、2018年度には年間100万個体制となりました。もう一つの欧州拠点であるフランスのアラス工場においては、競争力向上のために現地マネジメントの強化を図り、生産体制を整えるとともに生産性の改善に取り組んでおり、早期の黒字化の達成と次期モデルの受注確保に努めております。

これらの取り組みを通じて「健全な財務体質への回復」を目指してまいりましたが、日本・北米を中心とした原材料価格の大幅な高騰の影響、受注減少にあわせた生産体制や本社機能の適正化などの対応が遅れたこともあり、2019年3月期の連結営業利益は2.2億円となりました。また、北米、欧州及びタイにおいて減損損失を計上したことにより最終損益は182.6億円の損失となりました。

このような状況下、当社及び当社子会社6社（注）（以下「当社ら」といいます。）は、今後の再成長に向けた課題として、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年1月29日に事業再生実務家協会に対し、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）について申請を行い、同日付で受理され、同日付で事業再生実務家協会と連名にて、全てのお取引金融機関に対して、一時停止の通知書（借入金元本の返済の一時停止等の要請）を送付いたしました（2019年1月30日付の「事業再生ADR手続の正式申込および受理に関するお知らせ」にて公表）。

2019年2月12日開催の事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議においては、上記一時停止の通知書にかかる同意（追認）及び一時停止の期間を2019年6月11日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することについてご承認いただき、同年4月8日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議においては、事業再生計画案の策定状況の報告を行うとともに、同会議の続会を2019年6月11日に開催することにつきご承認いただきました。

この事業再生ADR手続のスケジュールの変更により、事業再生計画案の協議のための債権者会議の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議を6月11日に同日開催することとなります。さらに、事業再生計画案決議のための債権者会議の続会を9月頃を目処に開催することを予定しております。

当社らは、引き続き事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただいて、全てのお取引金融機関の同意による事業再生計画案の成立を目指してまいります。

（注）Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及びA&M Casting (Thailand) Co., Ltd.の6社

②継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したこと等の新たな北米事業の課題が発生し、当連結会計年度において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失182.6億円となり、連結貸借対照表の株主資本は△54.8億円となりました。その結果、財務制限条項に抵触し、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該重要事象等を解消すべく、事業再生ADR手続の中で事業再生計画案の成立を目指しておりますが、この手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

（３）設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資（無形固定資産を含む）は、総額で126.2億円となりました。その内訳は、日本72.6億円・北米24.2億円・欧州6.1億円・中国6.8億円・インドネシア14.4億円・タイ2.2億円であります。それぞれの主な投資内容は、日本では品質・生産性向上投資及び開発能力強化に向けた評価設備投資、北米では生産設備の老朽更新及び生産性改善投資、欧州ではハイパフォーマンスブレーキビジネスの受注拡大にともなう増産投資、中国では生産能力増強投資及び環境対応投資、インドネシア・タイでは生産能力増強投資であります。

（４）資金調達の状況

当事業年度における主な資金調達は、設備投資及びリファイナンス等に充当するため、長期借入金により15億円、第12回無担保社債（銀行保証付適格機関投資家限定）発行により20億円を調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

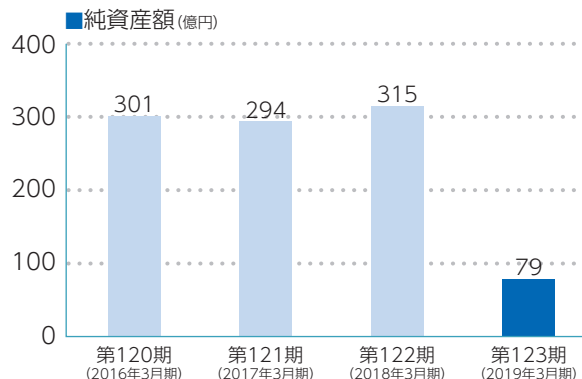
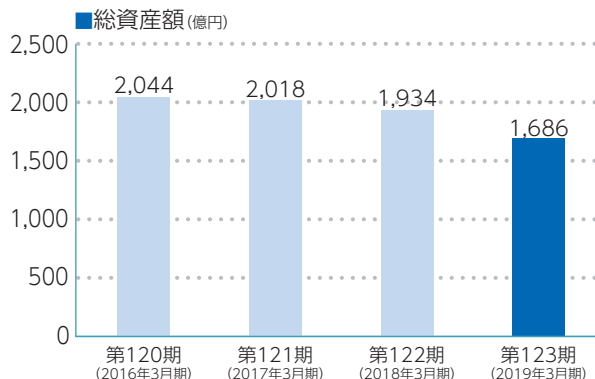
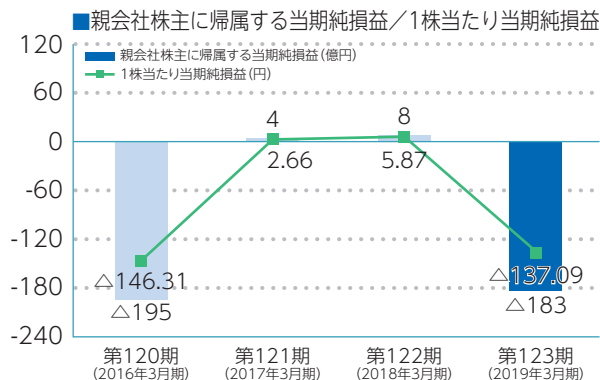
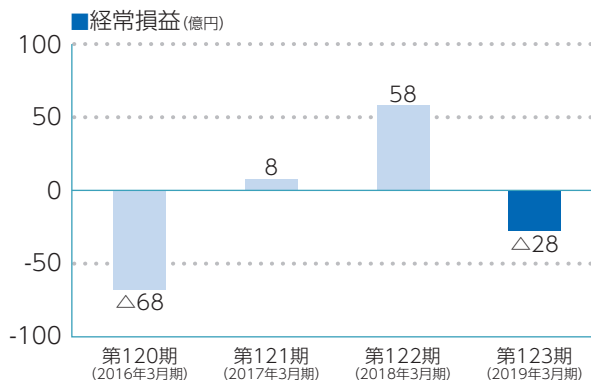
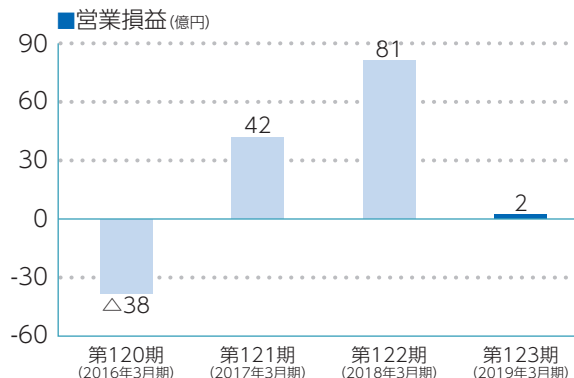
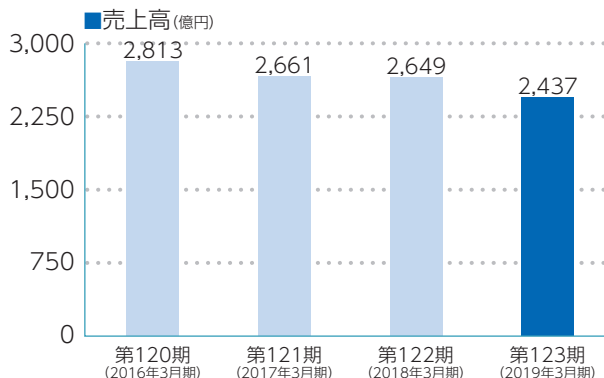
区 分	第120期 (2016年3月期)	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	281,341	266,099	264,921	243,668
営 業 損 益 (百万円)	△3,761	4,223	8,143	215
経 常 損 益 (百万円)	△6,815	761	5,796	△2,808
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	△19,462	354	782	△18,264
1株当たり当期純損益 (円)	△146.31	2.66	5.87	△137.09
総 資 産 額 (百万円)	204,404	201,790	193,431	168,583
純 資 産 額 (百万円)	30,103	29,380	31,492	7,880

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第120期 (2016年3月期)	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	80,669	80,454	80,911	76,639
営 業 損 益 (百万円)	△907	1,668	1,806	△1,298
経 常 損 益 (百万円)	2,228	6,253	4,297	△366
当 期 純 損 益 (百万円)	△32,118	9,262	230	△25,769
1株当たり当期純損益 (円)	△241.40	69.55	1.73	△193.38
総 資 産 額 (百万円)	138,956	140,156	131,399	104,798
純 資 産 額 (百万円)	13,982	24,537	25,576	△4,201

(注)「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等を当事業年度の期首から適用しており、第122期(2018年3月期)に係る総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

連結業績の推移



(6) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
曙ブレーキ山形製造株式会社	100百万円	100.0%	ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ福島製造株式会社	20百万円	100.0%	ドラムブレーキライニング、ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ岩槻製造株式会社	20百万円	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、鉄道車両用ブレーキ等の製造
曙ブレーキ山陽製造株式会社	94百万円	100.0%	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所	100百万円	100.0%	将来技術及び基礎技術の研究開発
株式会社アロックス	35百万円	100.0%	運送、梱包業務
あけぼの1 2 3 株式会社	13百万円	100.0%	清掃関連業務、梱包業務等
株式会社曙アドバンスドエンジニアリング	30百万円	100.0%	高性能ブレーキシステムの研究開発
株式会社アケボノキッズケア	10百万円	100.0%	保育所の経営・管理
Akebono Brake Corporation	128百万米ドル	100.0%	ブレーキ部品の開発、製造及び販売
Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	711百万メキシコペソ	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
Akebono Europe S.A.S.	24百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキパッドの製造、販売及び研究開発
Akebono Europe GmbH	25千ユーロ	100.0%	ブレーキ部品の販売、マーケティング及び研究開発
Akebono Brake Slovakia s.r.o.	52百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキの製造及び販売
Akebono Advanced Engineering (UK) Ltd.	50千英ポンド	100.0%	高性能ブレーキシステムの研究開発
PT. Akebono Brake Astra Indonesia	400億IDR	50.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、ディスクブレーキパッド、ドラムブレーキライニング、マスターシリンダー等の製造及び販売
Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd.	1,988億ベトナムドン	50.0%	二輪車用ディスクブレーキ、マスターシリンダーの製造及び販売
広州曙光制動器有限公司	62百万元	70.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
曙光制動器（蘇州）有限公司	74百万元	70.0%	ディスクブレーキパッドの製造及び販売
Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.	610百万タイバツ	100.0%	ディスクブレーキ、ディスクブレーキパッド等の製造及び販売
A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	607百万タイバツ	74.9%	ブレーキ用鑄鉄部品の製造及び販売

(注) 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、各種ブレーキ装置及びその構成部品・関連部品の研究開発・製造・販売を行っている総合ブレーキメーカーであります。

自動車用製品

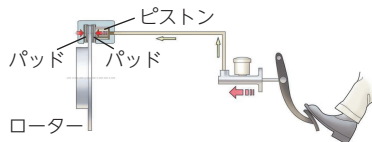
- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・ディスクローター
- ・ドラムブレーキ
- ・ドラムブレーキシュー
- ・ブレーキライニング



■ ディスクブレーキ



■ ディスクブレーキパッド

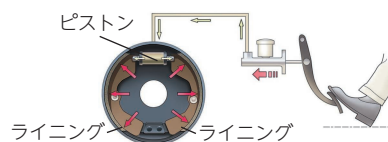


車輪とともに回転するローターにピストンの力でパッドを押しつけ、その摩擦力を熱に換えることで自動車のスピードを下げ、停止させるブレーキシステム

■ ドラムブレーキ



■ ブレーキライニング



車輪とともに回転するドラムにピストンの力でライニングを押しつけ、その摩擦力を熱に換えることで自動車のスピードを下げ、停止させるブレーキシステム

自動二輪車用製品

- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・マスターシリンダー

■ ディスクブレーキ



■ マスターシリンダー



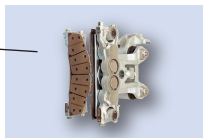
鉄道車両用製品



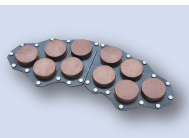
新幹線 (N700系)

- ・新幹線用ディスクブレーキ
- ・新幹線用ディスクブレーキライニング
- ・鉄道車両用制輪子
- ・地下鉄用ディスクブレーキライニング

■新幹線用ディスクブレーキ



■新幹線用等面圧ディスクブレーキライニング



■鉄道車両用制輪子



■地下鉄用ディスクブレーキライニング



産業機械用製品



フォークリフト

- ・フォークリフト用ドラムブレーキ
- ・ラフテレンクレーン用ディスクブレーキ
- ・エレベーター用ブレーキシュー
- ・カーエアコン用クラッチフェーシング

■フォークリフト用ドラムブレーキ



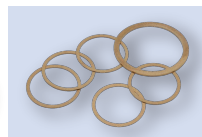
■ラフテレンクレーン用ディスクブレーキ



■エレベーター用ブレーキシュー

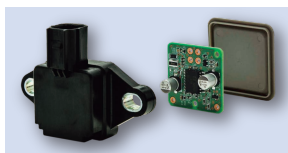


■カーエアコン用クラッチフェーシング

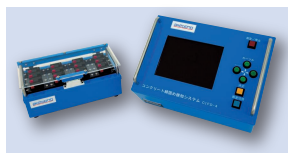


センサー製品

■センサークラスター
(加速度センサー+角速度センサー)



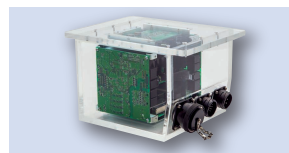
■ジューテnderⅡ (コンクリート充填・
締固め振動検知システム)



■地表／地中傾斜計測システム



■車両挙動監視装置 (鉄道用)



(8) 主要な事業拠点 (2019年3月31日現在)

① 国内

当 社 本 店 ・ 本 社	グローバル本社 (本店・東京都中央区日本橋小網町19番5号)
	Ai-City (本社・埼玉県羽生市東五丁目4番71号)
当 社 工 場	館林鋳造所 (群馬県)
当 社 営 業 所	札幌営業所 (北海道)、仙台営業所 (宮城県)、関東営業所 (埼玉県)、 首都圏営業所 (東京都)、中部オフィス (愛知県)、大阪営業所 (大阪府)、 広島営業所 (広島県)、福岡営業所 (福岡県)
子 会 社	曙ブレーキ山形製造株式会社 (山形県)、曙ブレーキ福島製造株式会社 (福島県)、 曙ブレーキ岩槻製造株式会社 (埼玉県)、曙ブレーキ山陽製造株式会社 (岡山県)

② 海外

北 米	本社 : Akebono Brake Corporation (アメリカ ミシガン州) 工場 : Akebono Brake, Elizabethtown Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Glasgow Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Clarksville Plant (アメリカ テネシー州) Akebono Brake, Columbia Plant (アメリカ サウスカロライナ州) Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
	Akebono Europe S.A.S. (フランス) Akebono Europe GmbH (ドイツ) Akebono Brake Slovakia s.r.o. (スロバキア)
ア ジ ア	PT. Akebono Brake Astra Indonesia (インドネシア) Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd. (ベトナム) 広州曙光制動器有限公司 (中国) 曙光制動器 (蘇州) 有限公司 (中国) Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd. (タイ) A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (タイ)

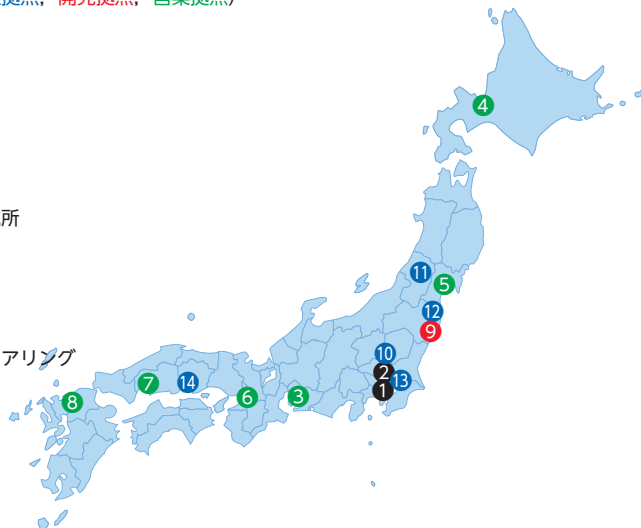
(ご参考)

akebonoグループ拠点一覧

(本社・その他, 生産拠点, 開発拠点, 営業拠点)

国内

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ① グローバル本社 (本店) | ⑪ 曙ブレーキ山形製造株式会社 |
| ② Ai-City (本社) | ⑫ 曙ブレーキ福島製造株式会社 |
| ② Ai-City (開発) | ⑬ 曙ブレーキ岩槻製造株式会社 |
| ③ 中部オフィス | ⑭ 曙ブレーキ山陽製造株式会社 |
| ④ 札幌営業所 | ② 株式会社曙ブレーキ中央技術研究所 |
| ⑤ 仙台営業所 | ② あけぼの123株式会社 |
| ② 関東営業所 | ② 株式会社アケボノキッズケア |
| ① 首都圏営業所 | ② 株式会社ネオストリート |
| ⑥ 大阪営業所 | ⑬ 株式会社アロックス |
| ⑦ 広島営業所 | ② 株式会社曙アドバンスドエンジニアリング |
| ⑧ 福岡営業所 | |
| ⑨ Ai-Ring | |
| ⑩ 館林鋳造所 | |



海外

- ① Akebono Brake Corporation
 - ① Akebono Engineering Center
 - ② Akebono Brake, Elizabethtown Plant
 - ③ Akebono Brake, Glasgow Plant
 - ④ Akebono Brake, Clarksville Plant
 - ⑤ Akebono Brake, Columbia Plant
- ⑥ Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.
- ⑦ Akebono Europe S.A.S.
- ⑧ Akebono Europe S.A.S. Arras Plant
- ⑨ Akebono Europe GmbH
- ⑩ Akebono Advanced Engineering (UK) Ltd.
- ⑪ Akebono Brake Slovakia s.r.o.
- ⑫ 広州曙光制动器有限公司
- ⑬ 曙光制动器 (蘇州) 有限公司
- ⑭ Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.
- ⑮ A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.
- ⑯ PT. Akebono Brake Astra Indonesia
- ⑰ Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd.



※①②③④⑤ アメリカ、⑥ メキシコ、⑦⑧ フランス、⑨ ドイツ、⑩ イギリス、⑪ スロバキア、
⑫⑬ 中国、⑭⑮ タイ、⑯ インドネシア、⑰ ベトナム

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
国 内	3,051名	56名 (減)
海 外	5,627名	506名 (減)
合 計	8,678名	562名 (減)

(注) 従業員数には、嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数1,470名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,122名	38名 (増)	43.4才	18.5年

(注) 従業員数には、出向者734名並びに嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数121名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借入残高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	16,160
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	16,893
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	12,203
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	10,506

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 440,000,000株
- ② 発行済株式の総数 135,992,343株
(自己株式数2,722,023株を含む。)
- ③ 株主数 24,268名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	15,495千株	11.6%
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	12,111	9.0
ア イ シ ン 精 機 株 式 会 社	3,133	2.3
曙 ブ レ ー キ 誠 和 魂 従 業 員 持 株 会	2,516	1.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,157	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,147	1.6
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	2,000	1.5
K Y B 株 式 会 社	2,000	1.5
セ コ ム 株 式 会 社	2,000	1.5
ス ズ キ 株 式 会 社	1,751	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,722千株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長	信 元 久 隆	
代 表 取 締 役 執 行 役 員 副 社 長	荻 野 好 正	CFO IAM担当
代 表 取 締 役 執 行 役 員 副 社 長	松 本 和 夫	COO 北米事業担当 Akebono Brake Corporation Chairman Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. Chairman
取 締 役	伊 藤 邦 雄	一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 小林製菓株式会社 社外取締役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 東レ株式会社 社外取締役
取 締 役	鶴 島 琢 夫	
取 締 役	岡 崎 健	東京工業大学特命教授 九州大学WPI招聘教授
常 勤 監 査 役	篠 田 達 也	
常 勤 監 査 役	池 上 洋	
監 査 役	片 山 智 裕	片山法律会計事務所 代表
監 査 役	高 橋 均	獨協大学法学部教授
監 査 役	板 垣 雄 士	板垣雄士公認会計士事務所 所長 株式会社NHKアイテック 監査役 アクモス株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 2018年6月15日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって、岡田拓信氏は辞任により、遠藤今朝夫及び淡輪敬三の両氏は任期満了により監査役を退任いたしました。また、同総会において、篠田達也、高橋均及び板垣雄士の3氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役伊藤邦雄、鶴島琢夫及び岡崎健の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役伊藤邦雄及び岡崎健の両氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
4. 監査役片山智裕、高橋均及び板垣雄士の3氏は、社外監査役であります。
5. 監査役片山智裕、高橋均及び板垣雄士の3氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
6. 監査役片山智裕及び板垣雄士の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役板垣雄士氏の重要な兼職先である株式会社NHKアイテックは、2019年4月1日付で株式会社NHKテクノロジーズに商号変更しております。

8. 当社は、社外取締役の全員並びに社外監査役である片山智裕及び高橋均の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。なお、社外監査役である板垣雄士氏は、2019年6月27日付で東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定される予定であります。
9. 当事業年度末日以降の変更
2019年5月22日開催の取締役会において、同年6月1日付で以下の変更を行うことを決議いたしました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 執 行 役 員 副 社 長	荻 野 好 正	CFO
代 表 取 締 役 執 行 役 員 副 社 長	松 本 和 夫	COO Akebono Brake Corporation Chairman Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. Chairman

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				支給人員 (名)
		固定報酬 (金銭)	業績連動報酬			
			短期 (金銭)	中期 (新株予約権)	長期 (新株予約権)	
取締役	154	154	－	－	－	6
監査役	50	50	－	－	－	8
合計 (うち社外役員)	204 (43)	204 (43)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	14 (8)

- (注) 1. 上記の支給人員には、2018年6月15日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人員は、取締役6名及び監査役5名であります。
2. 株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額 (年額)
- (1) 取締役
- | | |
|----------|-------------------|
| 固定報酬 | 300百万円 |
| 短期業績連動報酬 | 120百万円 (社外取締役を除く) |
| 中期業績連動報酬 | 60百万円 (社外取締役を除く) |
| 長期業績連動報酬 | 120百万円 (社外取締役を除く) |
- (2) 監査役
- | | |
|------|-------|
| 固定報酬 | 60百万円 |
|------|-------|

③ 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社では役員報酬決定の基本方針を下記のように定めています。

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機づけ
3. 公正かつ合理性の高い水準

取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬諮問委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っております。

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されております。

業績連動報酬は前年度の会社業績及び個人業績に応じて決定いたします。業績連動報酬の最高額は固定報酬の100%とし、その内訳は短期業績連動報酬を40%（金銭）、中期業績連動報酬を20%（新株予約権）、長期業績連動報酬を40%（新株予約権）としております。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の報酬は、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議に基づき各人への配分を決定します。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主要な活動の状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
伊 藤 邦 雄	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、経営学及び会計学に関する学識経験者としての専門的見地に基づき、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
鶴 島 琢 夫	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、ディスクロージャーの観点をはじめ、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
岡 崎 健	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、豊富な技術面での専門的知識を有する学識経験者として、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
片 山 智 裕	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、また監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士・公認会計士としての幅広い経験と識見から客観的かつ必要な発言を行っております。
高 橋 均	社外監査役	2018年6月15日付で社外監査役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会10回のすべてに出席し、また監査役会10回のすべてに出席し、長年の企業実務経験と法律論の両面にわたる幅広い経験と識見から客観的かつ必要な発言を行っております。
板 垣 雄 士	社外監査役	2018年6月15日付で社外監査役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会10回のすべてに出席し、また監査役会10回のすべてに出席し、主に公認会計士としての幅広い経験と識見から客観的かつ必要な発言を行っております。

- (注) 1. 重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、36ページ「(2) 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

② 責任限定契約の概要

当社は社外役員として優れた人材を迎えるため、当社定款において、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これにより、当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し損害賠償を負うべき場合にあって、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	当 期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2018年3月31日現在)	科 目	当 期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2018年3月31日現在)
■資産の部			■負債の部		
流動資産	70,792	67,677	流動負債	110,071	87,379
現金及び預金	18,794	12,682	支払手形及び買掛金	24,365	29,387
受取手形及び売掛金	33,037	32,054	短期借入金	32,593	19,367
商品及び製品	4,374	4,515	一年内返済長期借入金	36,040	21,985
仕掛品	1,782	2,066	リース債務	1,282	1,145
原材料及び貯蔵品	9,973	12,858	未払法人税等	544	620
未収入金	2,217	2,727	未払費用	9,276	7,403
その他	825	994	賞与引当金	1,251	1,733
貸倒引当金	△211	△219	設備関係支払手形	1,723	2,993
			その他	2,998	2,747
固定資産	97,791	125,754	固定負債	50,631	74,560
有形固定資産	85,930	103,546	社債	2,000	—
建物及び構築物	22,853	26,317	長期借入金	37,077	62,368
機械装置及び運搬具	32,525	44,088	リース債務	4,676	4,856
土地	21,038	21,239	長期未払金	500	500
建設仮勘定	6,327	9,512	役員退職慰労引当金	33	32
その他	3,188	2,390	退職給付に係る負債	2,342	2,426
無形固定資産	1,560	2,030	繰延税金負債	721	801
投資その他の資産	10,301	20,177	再評価に係る繰延税金負債	3,155	3,155
投資有価証券	5,249	14,096	その他	127	423
退職給付に係る資産	3,617	4,496	負債合計	160,703	161,939
繰延税金資産	534	658	■純資産の部		
その他	912	938	株主資本	△5,476	12,775
貸倒引当金	△11	△11	資本金	19,939	19,939
資産合計	168,583	193,431	利益剰余金	△23,580	△5,309
			自己株式	△1,835	△1,855
			その他の包括利益累計額	8,347	14,241
			その他有価証券評価差額金	1,385	5,393
			土地再評価差額金	6,741	6,741
			為替換算調整勘定	659	1,789
			退職給付に係る調整累計額	△439	318
			新株予約権	144	157
			非支配株主持分	4,865	4,318
			純資産合計	7,880	31,492
			負債及び純資産合計	168,583	193,431

(注) 前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

連結損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	当 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	(ご参考) 前 期 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)
売上高	243,668	264,921
売上原価	221,615	235,381
売上総利益	22,053	29,540
販売費及び一般管理費	21,838	21,397
営業利益	215	8,143
営業外収益	548	819
受取利息	35	90
受取配当金	321	313
持分法による投資利益	3	19
為替差益	－	154
その他	188	243
営業外費用	3,571	3,166
支払利息	2,069	1,884
為替差損	127	－
製品補償費	702	867
減価償却費	12	13
その他	662	402
経常利益又は経常損失 (△)	△2,808	5,796
特別利益	6,018	212
固定資産売却益	915	65
投資有価証券売却益	5,065	－
補助金収入	39	147
特別損失	16,278	1,765
固定資産除売却損	288	222
投資有価証券売却損	0	－
減損損失	15,123	1,543
事業構造改善費用	867	－
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失 (△)	△13,068	4,244
法人税、住民税及び事業税	1,631	2,096
法人税等調整額	2,063	124
当期純利益又は当期純損失 (△)	△16,762	2,024
非支配株主に帰属する当期純利益	1,502	1,242
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△18,264	782

(注) 前期の情報はご参考 (監査対象外) であります。

連結株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,939	－	△5,309	△1,855	12,775
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△18,264		△18,264
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△7		20	14
自己株式処分差損の 振替		7	△7		－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	△18,270	20	△18,251
当期末残高	19,939	－	△23,580	△1,835	△5,476

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,393	6,741	1,789	318	14,241	157	4,318	31,492
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)								△18,264
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								14
自己株式処分差損の 振替								－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△4,008	－	△1,129	△757	△5,894	△14	547	△5,361
当期変動額合計	△4,008	－	△1,129	△757	△5,894	△14	547	△23,612
当期末残高	1,385	6,741	659	△439	8,347	144	4,865	7,880

(ご参考：監査対象外)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	当 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	前 期 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	△13,068	4,244
又は税金等調整前当期純損失 (△)		
減価償却費	11,720	12,444
減損損失	15,123	1,543
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2	86
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△169	△252
受取利息及び受取配当金	△357	△402
持分法による投資損益 (△は益)	△3	△19
支払利息	2,069	1,884
固定資産除売却損益 (△は益)	△626	156
投資有価証券売却損益 (△は益)	△5,065	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,869	1,941
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,795	863
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,765	74
その他	1,457	726
小計	8,244	23,287
利息及び配当金の受取額	357	402
利息の支払額	△2,066	△1,890
法人税等の支払額	△1,988	△2,831
法人税等の還付額	691	385
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,237	19,354
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,305	△11,385
国庫補助金等による収入	59	59
有形固定資産の売却による収入	119	299
無形固定資産の取得による支出	△316	△165
無形固定資産の売却による収入	944	—
投資有価証券の取得による支出	△20	△20
投資有価証券の売却による収入	8,219	—
その他	△24	112
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,326	△11,101
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	13,781	△3,426
長期借入れによる収入	1,501	19,193
長期借入金の返済による支出	△12,274	△25,286
社債の発行による収入	1,979	—
配当金の支払額	△0	△2
非支配株主への配当金の支払額	△638	△3,055
セール・アンド・リースバックによる収入	1,091	2,083
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,073	△783
自己株式の増減額 (△は増加)	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,369	△11,276
現金及び現金同等物に係る換算差額	△168	141
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,112	△2,882
現金及び現金同等物の期首残高	12,682	15,564
現金及び現金同等物の期末残高	18,794	12,682

計算書類（単体）

貸借対照表

（単位：百万円未満四捨五入）

科 目	当 期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2018年3月31日現在)
■資産の部		
流動資産	41,605	39,185
現金及び預金	8,197	7,792
受取手形	2,048	913
売掛金	14,152	13,613
商品及び製品	653	588
仕掛品	28	18
原材料及び貯蔵品	676	520
前払費用	363	354
関係会社短期貸付金	7,563	4,679
未収入金	12,146	11,015
その他	1	0
貸倒引当金	△4,222	△308
固定資産	63,193	92,213
有形固定資産	43,249	41,525
建物	9,984	10,272
構築物	2,224	2,495
機械装置	8,404	6,720
車両運搬具	44	60
工具器具備品	1,186	1,136
土地	18,287	18,289
リース資産	589	11
建設仮勘定	2,530	2,542
無形固定資産	544	458
ソフトウェア	430	321
ソフトウェア仮勘定	10	22
その他	105	116
投資その他の資産	19,401	50,230
投資有価証券	4,870	13,721
関係会社株式	7,571	38,621
関係会社出資金	2,850	7,488
長期前払費用	30	51
前払年金費用	3,364	3,198
その他	727	659
貸倒引当金	△11	△11
投資損失引当金	－	△13,498
資産合計	104,798	131,399

科 目	当 期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2018年3月31日現在)
■負債の部		
流動負債	78,104	55,329
支払手形	188	174
電子記録債務	7,710	7,893
買掛金	8,754	9,480
短期借入金	19,025	11,114
一年内返済長期借入金	33,206	18,787
リース債務	101	3
未払金	1,351	576
未払費用	4,759	2,953
未払法人税等	90	25
未払消費税等	－	0
預り金	769	662
賞与引当金	558	768
設備関係電子記録債務	1,538	2,636
その他	56	257
固定負債	30,895	50,493
社債	2,000	－
長期借入金	23,551	45,635
リース債務	547	9
繰延税金負債	1,112	1,166
長期未払金	500	500
再評価に係る繰延税金負債	3,155	3,155
その他	29	29
負債合計	108,999	105,822
■純資産の部		
株主資本	△12,471	13,284
資本金	19,939	19,939
利益剰余金	△30,591	△4,815
その他利益剰余金	△30,591	△4,815
繰越利益剰余金	△30,591	△4,815
自己株式	△1,819	△1,840
評価・換算差額等	8,126	12,134
その他有価証券評価差額金	1,385	5,393
土地再評価差額金	6,741	6,741
新株予約権	144	157
純資産合計	△4,201	25,576
負債及び純資産合計	104,798	131,399

（注）前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	当 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	(ご参考) 前 期 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)
売上高	76,639	80,911
売上原価	69,059	68,625
売上総利益	7,579	12,286
販売費及び一般管理費	8,877	10,480
営業利益又は営業損失 (△)	△1,298	1,806
営業外収益	4,334	5,617
受取利息	95	128
受取配当金	321	310
為替差益	13	—
関係会社受取配当金	1,609	2,876
関係会社受取地代家賃	523	500
関係会社賃貸収入	1,468	1,240
その他	305	563
営業外費用	3,402	3,126
支払利息	569	638
社債利息	7	—
為替差損	—	46
貸与資産減価償却費	1,521	1,265
製品補償費	569	686
その他	736	491
経常利益又は経常損失 (△)	△366	4,297
特別利益	5,066	187
固定資産売却益	2	0
投資有価証券売却益	5,065	—
補助金収入	—	107
貸倒引当金戻入額	—	80
特別損失	28,541	3,896
固定資産除売却損	89	92
投資有価証券売却損	0	—
関係会社株式評価損	19,033	2,825
関係会社出資金評価損	4,638	—
投資損失引当金繰入額	—	827
貸倒引当金繰入額	3,914	151
事業構造改善費用	867	—
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失 (△)	△23,841	588
法人税、住民税及び事業税	273	465
法人税等調整額	1,655	△107
当期純利益又は当期純損失 (△)	△25,769	230

(注) 前期の情報はご参考 (監査対象外) であります。

株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	19,939	—	—	△4,815	△4,815	△1,840	13,284
当期変動額							
当期純損失 (△)				△25,769	△25,769		△25,769
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分		△7	△7			20	14
自己株式処分差損の振替		7	7	△7	△7		—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△25,775	△25,775	20	△25,755
当期末残高	19,939	—	—	△30,591	△30,591	△1,819	△12,471

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,393	6,741	12,134	157	25,576
当期変動額					
当期純損失 (△)					△25,769
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					14
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△4,008	—	△4,008	△14	△4,022
当期変動額合計	△4,008	—	△4,008	△14	△29,777
当期末残高	1,385	6,741	8,126	144	△4,201

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸 地 肖 幸 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大和田 貴 之 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記として記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、多額の減損損失を計上したことから重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。その結果、財務制限条項に抵触し、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については継続企業の前提に関する注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸 地 肖 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大和田 貴 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記として記載されているとおり、会社は当事業年度において、多額の関係会社株式評価損を計上したことから重要な当期純損失を計上している。その結果、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については継続企業の前提に関する注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月5日

曙ブレーキ工業株式会社	監査役会	
常勤監査役	篠田 達也	㊟
常勤監査役	池上 洋	㊟
社外監査役	片山 智裕	㊟
社外監査役	高橋 均	㊟
社外監査役	板垣 雄士	㊟

以 上

株式事務のご案内

事業年度：4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領株主
確定日：3月31日

中間配当金受領株主
確定日：9月30日

定時株主総会：毎年6月

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座 口座管理機関

同 連 絡 先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
Tel. 0120-232-711（通話料無料）

上場証券取引所：東京証券取引所

単 元 株 式 数：100株

証 券 コ ー ド：7238

公 告 の 方 法：電子公告により行う
公告掲載URL <https://www.akebono-brake.com/>
（但し、事故その他のやむを得ない理由によ
って電子公告をすることができない場合は、
日本経済新聞に公告いたします。）

【お知らせ】

- (1) 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきま
しては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券
会社等）で承ることとなっております。口座を開設して
いる証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三
菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意く
ださい。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきま
しては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっております
ので、下記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）
にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店
にてもお取次ぎいたします。
- (3) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店
でお支払いいたします。

【株式に関するマイナンバーのお届出について】

お住まいの市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の
税務関係のお手続きが必要となります。このため、株主様か
ら、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）へマイ
ナンバーをお届出いただく必要がございます。

【株式に関するお手続きについて】

○ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*）	特 別 口 座 口 座 管 理 機 関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） 【郵送先】〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿 管 理 人	[手続き書類のご請求方法] ○音声自動応答電話によるご請求 0120-232-711（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード https://www.mufg.jp/daikou/

（*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿 管 理 人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） 【郵送先】〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。	

— ブランドスローガン —

"さりげない安心と感動する制動を"

— ブランドステートメント —

akebonoは創業以来、ブレーキの本質にこだわり、
安全で安心な毎日を支える技術を、
ひたむきに研ぎ上げてきました。

暮らしの一步先を見つめ、
お客様の喜ぶシーンをワクワクしながら想像し、
その実現に向けて挑戦していきます。

さりげない安心と感動する制動を。
世界中の皆様の笑顔願って。

2005年制定



※上写真：Ai-City（本社：埼玉県羽生市）

◆決議ご通知について

当社は環境保全に努め、省資源化を推進しております。その一環として、定時株主総会終了後に株主の皆様へ郵送にてお届けしておりました「定時株主総会決議ご通知」を、下記、当社ウェブサイトの掲載によりご提供することとしております。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

https://www.akebono-brake.com/ir/shareholder_stock/meeting.html

以 上

〈メモ欄〉

第118回 定時株主総会 会場ご案内図



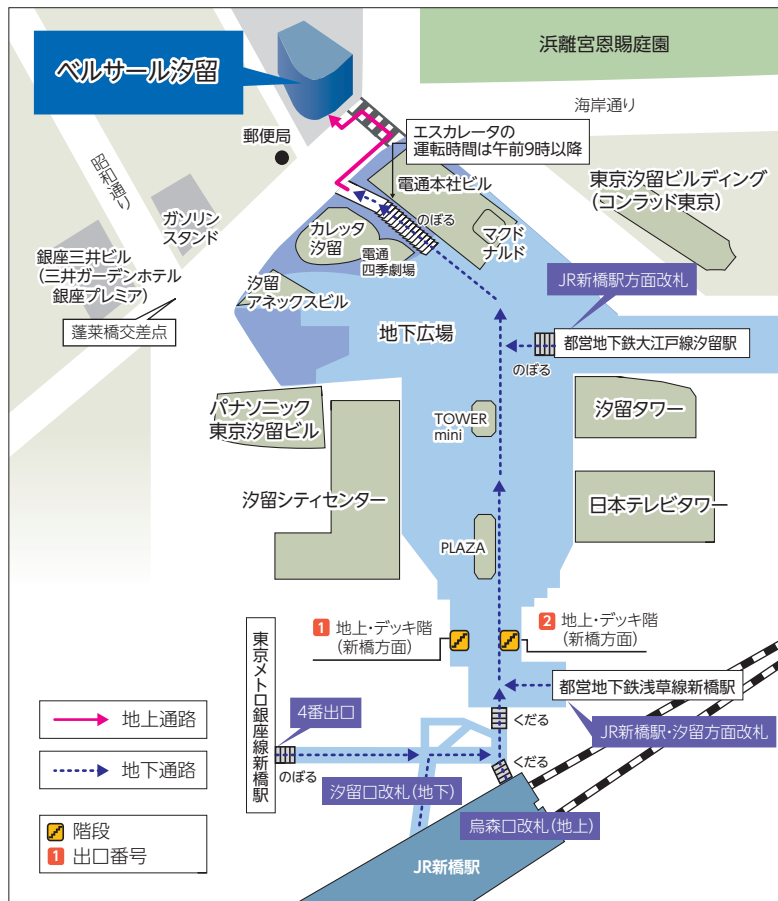
場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 地下1階ホール

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

- 都営地下鉄大江戸線 汐留駅
JR新橋駅方面改札より徒歩約6分
- JR線 新橋駅
烏森口又は汐留口改札より徒歩約10分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅
JR新橋駅・汐留方面改札より徒歩約10分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅
4番出口より徒歩約12分

※右記は「地下通路」のご案内図です。
※各路線改札出口より地下通路をお通りください。
※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



曙ブレーキ工業株式会社

<https://www.akebono-brake.com/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

第118回 定時株主総会 インターネット開示情報

- ・ 新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 業務の適正を確保するための体制
の運用状況の概要
- ・ 株式会社の支配に関する基本方針
- ・ 連結注記表
- ・ 個別注記表

曙ブレーキ工業株式会社

上記の内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<https://www.akebono-brake.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているもの
であり、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部であります。

(1) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が有する新株予約権の状況 (2019年3月31日現在)

区分	新株予約権の名称 (割当日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 株式の数	新株予約権 1個当たりの 発行価額	権利行使期間	取締役 (社外取締役を除く)		
						保有者数	保有数	目的となる 株式の数
A (中期)	第10回新株予約権 (2014年6月19日)	222個	22,200株	45,500円	2017年6月20日～ 2020年6月19日	1名	126個	12,600株
B (長期)	第5回新株予約権 (2008年6月20日)	176個	17,600株	無償	2008年6月21日～ 2038年6月20日	2名	176個	17,600株
	第6回新株予約権 (2010年6月21日)	506個	50,600株	無償	2010年6月22日～ 2040年6月21日	2名	506個	50,600株
	第7回新株予約権 (2011年6月20日)	981個	98,100株	無償	2011年6月21日～ 2041年6月20日	3名	981個	98,100株
	第8回新株予約権 (2012年7月5日)	172個	17,200株	33,100円	2012年7月6日～ 2042年7月5日	3名	128個	12,800株
	第9回新株予約権 (2013年6月28日)	359個	35,900株	42,900円	2013年6月29日～ 2043年6月28日	3名	138個	13,800株
	第10回新株予約権 (2014年6月19日)	996個	99,600株	44,700円	2014年6月20日～ 2044年6月19日	3名	482個	48,200株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの株式の数は、当社普通株式100株であります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額は、1株当たり1円であります。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」には、使用人等が保有する新株予約権の数及び当該新株予約権の目的となる株式の数が含まれております。
4. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。

② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	123百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	124百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料及び情報を入手し、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠、及び非監査業務の内容とその報酬額などが適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬額等について同意の判断をいたしました。
3. 重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査又はレビューを受けております。
4. 当社は会計監査人に対して、非監査業務として、財務調査等に係る業務を委託しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査能力・監査品質等を総合的に勘案し会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると監査役会が判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(3) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。
 - ii. 当社は、コンプライアンス活動を推進していくためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告する。
 - iii. 当社は、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた当社及び当社グループ企業の従業員全員からの相談を受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報を守り、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。
 - iv. 当社及び当社グループ企業は反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、反社会的勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。
 - v. 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者団体との接触のルールを明確にする。
 - vi. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制
当社は文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i. 当社及び当社グループ企業のリスク管理体制を構築するため、リスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を設置する。
 - ii. リスク管理委員会は、企業活動に潜在する様々なリスクに対処するため、定期的なリスクの洗い出しを行い、重点リスクとその対処方針の決定、対処策の指示及び対処策の実行状況とその有効性の監視などを行う。
 - iii. 地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアル等を作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
 - ii. 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。
 - iii. 決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて適宜報告し、また、監査役及び内部監査部門もこれを定期的に監査する。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- i. 当社は、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備する。
 - ii. 当社の監査役及び内部監査部門は、海外も含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。
 - iii. 当社及び当社グループ企業において業務の適正を確保していくため、当社を中心に当社グループ企業のそれぞれの職務権限規定を定める。
- ⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (イ) 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフ（以下「監査役室スタッフ」という。）を配置する。
 - (ロ) 監査役室スタッフの取締役からの独立性及び監査役室スタッフに対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行うに際しては監査役会との協議を要するものとする。
 - (ハ) 監査役室スタッフは、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。
 - ii. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。
 - (ロ) 当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 - (ハ) 取締役は、常勤監査役が取締役会のほか重要な意思決定及び業務の執行状況を把握する場に常時出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容につき事前に情報提供を行う。
 - iii. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - iv. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し相互に連携する機会を設ける。
 - (ロ) 当社経営陣は、監査役会との定期的な意見交換会を開催する。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備し、定期的なコンプライアンス委員会の開催をはじめとしたコンプライアンス活動を行っております。コンプライアンス委員会において承認された年間活動計画に沿って、コンプライアンステストやヒアリング、カルテル・インサイダー取引防止を含む各種研修、グローバルでのe-learningなど、社員のコンプライアンス意識向上のための諸施策を実施しております。

内部通報体制については、社内外に相談窓口を設置しており、寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しております。また、コンプライアンス活動状況と相談窓口への相談内容については、定期的に取り締役会に報告しております。

② リスク管理に関する取組みの状況

当社は、リスク管理規定の整備を通じ、リスク低減や被害を最小限とするためのリスク管理体制の整備に取り組んでおります。リスク管理委員会が当社全体の重点リスクと対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行い、活動内容を定期的に取り締役会に報告しております。

③ 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況

当社は、定期的ないし必要に応じて取締役会を開催しており、また、その事前審議体として経営会議をはじめとした重要会議を開催しております。さらに、取締役会の付議基準の見直しを実施するなど、的確かつ迅速に効率的な意思決定を図るための工夫を継続的に行っております。その他、決裁権限規定等を整備して責任と権限の範囲を明確化するなど、職務執行の効率性を確保するための体制整備に適宜取り組んでおります。

④ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、取締役会をはじめとした重要会議体への出席や取締役との意見交換会など、経営や業績に重大な影響を及ぼす事項などを迅速に検討・対応するための活動を行っております。また、当社の主要な部署の役職者及び重要な子会社の経営幹部との意見交換を通して、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。加えて、内部監査を担当する監査部、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性を高めています。かかる監査役の業務執行をサポートするため、監査役室を設置し専任のスタッフ1名を配置しております。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

i. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。』と定めております。「摩擦と振動、その制御と解析」は、当社の誇る世界トップレベルのコア技術です。「制御」が「解析」の前にあるのは、解析する前に、まず、困っているお客様の問題解決に取り組む、そして、その解析も怠らないという当社の姿勢を表しています。そして、守っているのは人のいのちだけではありません。「ひとつひとつのいのち」には、人間だけでなく、草木に至るまで、地球上のあらゆる生物、ひいては地球環境そのものもいのちのひとつとみなし、それらを守り、育み続けていくために、健全な経営のもとで企業価値を創出していくことを定めています。当社は、「曙の理念」を実現することで、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

また、当社のさらなる発展のために、モノづくり、技術、グローバル展開の3つの側面からアプローチした経営方針（経営の三本柱）として「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」と定めております。

お客様とは、当社の製品を使っていただくエンドユーザーです。実際にそれを使う人が何を望んでいるのか、「お客様第一」のモノづくりをしていこうとする当社の姿勢を表したものです。

「技術の再構築」は、当社のコア技術である「摩擦と振動」をさらに追究することで、当社の新しい技術を創出していくことを表しています。

そして、日米欧アジアといったグローバルベースでの知見を相互に深める体制を築いていくため、「グローバルネットワークの確立」をめざします。

これらに基づき、当社は独立系ブレーキ専門メーカーとして、世界中のお客様に安全と安心を提供し、社会において必要不可欠な存在となっております。創業以来、ブレーキパッドやブレーキライニングなどの摩擦材、ディスクブレーキやドラムブレーキなどの機構部品をグローバルで開発・製造し、供給しています。これらを通して培った技術を活かし、自動車のみならず鉄道・インフラなどの多様な分野への展開とともに、次世代技術の開発に注力することで、安全・安心な社会づくりに寄与してまいります。

当社グループは、2016年5月に前中期経営計画「akebono New Frontier 30-2016」を発表し、製品別の事業展開をグローバルベースで行うことを基軸としたさらなる競争力の強化及び経営基盤の確立を目的として、「北米事業の立て直し」、「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」、「ハイパフォーマンส์ブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」の3つを重点目標として掲げ、これらを達成することにより「健全な財務体質への回復」につなげることを目指して活動してまいりました。

「北米事業の立て直し」につきましては、現地主導によるマネジメント体制を強化することにより組織の抜本的改革を実行し、売上重視から利益重視の経営に転換してまいりました。具体的には不採算製品の収益性改善を完成車メーカーの協力も得て実施したほか、「安全・品質・納期」の原点に戻り、生産性改善や販管費を含めた間接業務の改善などを実施することにより、2017年には黒字化を達成することができました。しかしながら、中期経営計画最終年度の2018年には、前年度からの経営体制が機能せず、原材料市況の高騰によるコストの増加、次期モデルの受注ができなかったことによる売上の減少に対応したコスト削減が計画通りに進まなかったことなどから、大幅な損失を計上する結果となりました。

「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」につきましては、グローバルレベルでビジネスの多様化が進む中で、当社は、日本・北米・欧州・アジアの各地域で展開しているビジネスの連携をさらに深めることを目的に、地域を限定しない製品別事業部制（ビジネスユニット（BU）制）を発足させました。①Foundation BU（ブレーキ機構製品担当BU）、②Friction Material BU（摩擦材製品担当BU）、③HP BU（高性能量販車用製品担当BU）、④補修品BU、⑤インフラ&モビリティシステムBUの5つの事業部を設け、2016年以降、日本・アジアを皮切りに、2019年1月からは北米にも事業部制を展開してグローバルネットワークの確立を進めてまいりました（なお、2019年4月よりHP BUをFoundation BUに集約し4つの事業部となっております。）。

「ハイパフォーマンส์ブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」につきましては、F1で培った高性能ブレーキ技術を量販製品にも活用し、製品の差別化、高付加価値化を進めてまいりました。2014年に設立したスロバキア工場においては、高性能6ポットキャリパーを生産し、2018年度には年間約100万個体制となりました。もう一つの欧州拠点であるフランスのアラス工場においては、競争力向上のために現地マネジメントの強化を図り、生産体制を整えるとともに生産性の改善に取り組んでおり、早期の黒字化の達成と次期モデルの受注確保に努めております。

これらの取り組みを通じて「健全な財務体質への回復」を目指してまいりましたが、日本・北米を中心とした原材料価格の大幅な高騰の影響、受注減少にあわせた生産体制や本社機能の適正化などの対応が遅れたこともあり、2019年3月期の連結営業利益は2億円となりました。また、北米、欧州及びタイにおいて減損損失を計上したことにより最終損益は183億円の損失となりました。

このような状況下、当社並びに当社子会社であるAkebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及びA&M Casting (Thailand) Co., Ltd.（以下「当社ら」といいます。）は、今後の再成長に向けた課題として、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年1月29日に事業再生実務家協会に対し、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）について申請を行い、同日付で受理され、同日付で事業再生実務家協会と連名にて、全てのお取引金融機関に対して、一時停止の通知書（借入金元本の返済の一時停止等の要請）を送付いたしました（2019年1月30日付の「事業再生ADR手続の正式申込および受理に関するお知らせ」にて公表しております。）。

2019年2月12日開催の事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議においては、上記一時停止の通知書にかかる同意（追認）及び一時停止の期間を2019年6月11日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することについてご承認いただき、同年4月8日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議においては、事業再生計画案の策定状況の報告を行うとともに、同会議の続会を2019年6月11日に開催することにつきご承認いただきました。

この事業再生ADR手続のスケジュールの変更により、事業再生計画案の協議のための債権者会議の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議を6月11日に同日開催することとなります。さらに、事業再生計画案決議のための債権者会議の続会を9月頃を目処に開催することを予定しております。

当社は、引き続き事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただいて、全てのお取引金融機関の同意による事業再生計画案の成立を目指してまいります。

ii. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の取組みは、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善により当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

③ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策を設定いたします。

この当社株券等の大量買付行為への対応策は、株主総会において承認可決されたことを停止条件とします。当該対応策及び③の取組みに関する当社取締役会の考え方の詳細は「第118回定時株主総会招集ご通知」12ページから19ページに記載のとおりです。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したことから、新たな北米事業の課題が生じ、当連結会計年度において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失18,264百万円となり、連結貸借対照表の株主資本は△5,476百万円となりました。その結果、財務制限条項に抵触し、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。

事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下のとおりです。

- 2019年2月12日開催 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第1回債権者会議)
- 2019年4月8日開催 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)
- 2019年6月11日予定 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)
- 2019年9月頃予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)の続会

今後は事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定してまいります。また、全てのお取引金融機関の合意を得て同計画案を成立させ、成立後の事業再生計画を着実に実行していくことで収支構造の改革や財務基盤の安定化を図ってまいります。

事業再生計画案(事業の再構築のための方策)の概要は、以下のとおりです。

なお、経営責任については、まず第一ステップとして、2019年4月から当面1年間、役員報酬の減額(取締役50%減～執行役員20%減)を実施しております。

- I 企業文化・風土改革
 - ・組織・役員体制の見直し
 - ・意思決定・業務プロセスの見直し
- II 抜本的な収益改革によるキャッシュ創出力の回復
 - ・余剰資産の見直し
 - ・将来に向けたビジネスモデルの変革
- III 健全な財務体質への改善
 - ・スポンサーによる出資を受けることで、財務体質を大幅に改善

しかしながら、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造(株)、曙ブレーキ福島製造(株)、曙ブレーキ岩槻製造(株)、曙ブレーキ山陽製造(株)、Akebono Brake Corporationであります。

なお、新たに(株)アケボノキッズケアを設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

大和産業(株)

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

トーフ金属(株)ほか1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Akebono Brake Corporationほか在外連結子会社7社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社……主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の事業年度に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利息

(c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利息

③ ヘッジ方針

当社グループは、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度を適用しております。

③ 百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」796百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」のうちの916百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」658百万円に含めて表示し、「固定負債」の「繰延税金負債」は801百万円として表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	4,619百万円
土地	5,841百万円
投資有価証券	4,538百万円
計	14,998百万円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 189,422百万円

3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 1,402百万円

4. 保証債務残高 19百万円

(債務保証 19百万円)

なお、債務保証19百万円は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額46百万円のうちの当社グループ負担額であります。

5. 偶発債務

当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番の製品に関連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、連結計算書類に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上していません。

今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、将来の連結計算書類に与える影響は明らかではありません。

6. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,769百万円

7. 財務制限条項

連結子会社であるAkebono Brake Corporation（以下、ABC）の短期借入金及び長期借入金（借入残高6,198百万円）

- ・各年度の決算期の末日におけるABCの自己資本比率が25%を下回らないこと。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
アメリカ ケンタッキー州ほか	事業用資産(注) 1	建物及び機械装置等	13,628
スロバキア トレンチーン市	事業用資産(注) 2	建物及び機械装置	1,002
タイ ラチャブuri県	事業用資産(注) 1	建物及び機械装置	492
合計			15,123

(注) 1. 回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、不動産鑑定評価額で評価しております。

2. 回収可能価額は、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを8%で割り引いて評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	135,992	—	—	135,992
合計	135,992	—	—	135,992
自己株式				
普通株式(注) 1, 2	2,776	1	30	2,748
合計	2,776	1	30	2,748

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

2. 当連結会計年度末日における新株予約権（行使期間未到来のものを除く）に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 341千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	956百万円
賞与引当金	402百万円
貸倒引当金	58百万円
繰越欠損金	33,184百万円
固定資産減損損失	4,031百万円
未払事業税	25百万円
未払費用	1,143百万円
その他	3,336百万円
繰延税金資産小計	43,137百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△33,184百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,606百万円
評価性引当額小計	△39,790百万円
繰延税金資産合計	3,347百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	591百万円
退職給付信託設定益	253百万円
退職給付に係る資産	929百万円
在外子会社の固定資産	1,513百万円
その他	248百万円
繰延税金負債合計	3,534百万円
差引：繰延税金資産の純額	△187百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっております。デリバティブは、外貨建て債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、各営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。また、投資有価証券は、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達や手元流動性の確保を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、借入金の一部は、外貨建て変動金利であるため、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、金利通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	18,794	18,794	—
(2) 受取手形及び売掛金	33,037	33,037	—
(3) 投資有価証券			
① その他有価証券	4,826	4,826	—
(4) 支払手形及び買掛金	(24,365)	(24,365)	—
(5) 短期借入金	(32,593)	(32,593)	—
(6) 社債	(2,000)	(1,988)	12
(7) 長期借入金（１年内含む）	(73,117)	(72,463)	654
(8) リース債務（１年内含む）	(5,959)	(5,087)	872
(9) デリバティブ取引	—	—	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

（4）支払手形及び買掛金、（5）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）社債、（7）長期借入金及び（8）リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金（外貨建てを含む）の一部は、金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされており（下記（9）参照）、当該デリバティブ取引と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

（9）デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定し、正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理によるもの及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（7）参照）。

（注）2 非上場株式等（連結貸借対照表計上額423百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（3）投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	21円55銭
2. 1 株当たり当期純利益	△137円09銭
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
親会社株主に帰属する当期純利益	△18,264百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	△18,264百万円
普通株式の期中平均株式数	133,229千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃した事等新たな北米事業の課題が生じ、当事業年度において、多額の関係会社株式評価損を計上したことから、当期純損失25,769百万円となり、貸借対照表の株主資本は△12,471百万円、純資産も△4,201百万円となりました。その結果、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。

事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下のとおりです。

- | | |
|--------------|---|
| 2019年2月12日開催 | 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第1回債権者会議) |
| 2019年4月8日開催 | 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議) |
| 2019年6月11日予定 | 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議) |
| 2019年9月頃予定 | 事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)の続会 |

今後は事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定してまいります。また、全てのお取引金融機関の合意を得て同計画案を成立させ、成立後の事業再生計画を着実に実行していくことで収支構造の改革や財務基盤の安定化を図ってまいります。

事業再生計画案(事業の再構築のための方策)の概要は、以下のとおりです。

なお、経営責任については、まず第一ステップとして、2019年4月から当面1年間、役員報酬の減額(取締役50%減～執行役員20%減)を実施しております。

- I 企業文化・風土改革
 - ・組織・役員体制の見直し
 - ・意思決定・業務プロセスの見直し
- II 抜本的な収益改革によるキャッシュ創出力の回復
 - ・余剰資産の見直し
 - ・将来に向けたビジネスモデルの変革
- III 健全な財務体質への改善
 - ・スポンサーによる出資を受けることで、財務体質を大幅に改善

しかしながら、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移

動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利息

(c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社は、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度を適用しております。

(3) 百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」370百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」1,166百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	4,619百万円
土地	5,841百万円
投資有価証券	4,538百万円
計	14,998百万円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	76,830百万円
3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額	778百万円

- | | |
|-----------------|------------|
| 4. 保証債務残高 | 37,062百万円 |
| (債務保証 | 36,464百万円) |
| (一括支払信託併存的債務引受額 | 597百万円) |
5. 偶発債務
- 当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番の製品に関連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、計算書類に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上していません。
- 今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、将来の計算書類に与える影響は明らかではありません。
- | | |
|-----------------|------------|
| 6. 関係会社に対する金銭債権 | 14,970百万円 |
| (関係会社に対する短期金銭債権 | 14,437百万円) |
| (関係会社に対する長期金銭債権 | 532百万円) |
| 7. 関係会社に対する金銭債務 | 8,318百万円 |
| (関係会社に対する短期金銭債務 | 8,305百万円) |
| (関係会社に対する長期金銭債務 | 13百万円) |
8. 土地の再評価について
- 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法
 - 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。
 - ・再評価を行った年月日
 - 2002年3月31日
 - ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
 - △3,769百万円

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引 売上高 | 11,280百万円 |
| 材料支給高 | 34,089百万円 |
| 製品仕入高等 | 70,055百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 5,355百万円 |

(注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,751	0	30	2,722
合計	2,751	0	30	2,722

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	404百万円
賞与引当金	167百万円
貸倒引当金	1,266百万円
投資有価証券評価損	3百万円
関係会社株式評価損	2,890百万円
繰越欠損金	17,592百万円
固定資産減損損失	595百万円
未払事業税	19百万円
その他	1,474百万円
繰延税金資産小計	24,411百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△17,592百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,077百万円
評価性引当額小計	△23,669百万円
繰延税金資産合計	741百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	591百万円
退職給付信託設定益	253百万円
前払年金費用	1,006百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	1,853百万円
差引：繰延税金資産の純額	△1,112百万円

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形製造株式会社	山形県 寒河江市	100	ディスク ブレーキ パッド等 の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高	6,525	未収入金	1,185
							製品仕入高 (注) 1	14,254	買掛金	1,372
							キャッシュ・ マネジメント・ システムによる 資金の貸付 利息の受取 (注) 2	1,993 29	関係会社 短期貸付金	1,411
	曙ブレーキ山陽製造株式会社	岡山県 総社市	94	ドラムブ レーキ、 ホイール シリンダ ー等の製 造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	製品仕入高 (注) 1	10,751	買掛金	1,002
	曙ブレーキ岩槻製造株式会社	埼玉県 さいたま市	20	ディスク ブレーキ、 ドラムブ レーキ等 の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高	19,130	未収入金	3,225
							製品仕入高 (注) 1	30,280	買掛金	2,637
	Akebono Brake Corporation	米国 ミシガン州	128百万 米ドル	自動車部 品の開 発・製 造・販 売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	固定資産の 賃貸 (注) 3	1,481	未収入金	146
							受取利息 (注) 6	17	関係会社 短期貸付金	3,330
							債務保証 受取保証料 (注) 4	30,527 85	未収入金	107
	Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	メキシコ グアナフア ト州	711百万 メキシコ ペソ	ディスク ブレーキ、 ドラムブ レーキ等 の製造・ 販売	(所有) 直接 90.26 間接 9.74	債務保証 役員の兼任	債務保証 受取保証料 (注) 4	1,589 5	未収入金	6
							生産設備の販売 (注) 1	657	未収入金	1,510
	Akebono Europe S.A.S.	フランス ゴネス市	24百万 ユーロ	ディスク ブレーキ パッドの 開発・製 造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	増資の引受 役員の兼任	増資の引受 (注) 5	1,471	—	—
	Akebono Brake Slovakia s.r.o.	スロバキア トレンチー ン市	52百万 ユーロ	ディスク ブレーキ の製造・ 販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 役員の兼任	受取利息 (注) 6	31	関係会社 短期貸付金	2,142
	A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	タイ ラチャブリ 県	607百万 タイ バーツ	ブレーキ 用鋳鉄部 品の製 造・販売	(所有) 直接 74.90 間接 —	債務保証 役員の兼任	債務保証 受取保証料 (注) 4	1,644 4	未収入金	1
	広州曙光制動器 有限公司	中国 広東省	62百万 元	ディスク ブレーキ、 ドラムブ レーキ等 の製造・ 販売	(所有) 直接 70.00 間接 —	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 4	1,326	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 材料支給高、製品仕入高及び生産設備の販売価格については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. キャッシュ・マネジメント・システムについては、市場金利を勘案して利率を決定しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 固定資産の賃貸については、每期交渉の上、賃貸料を決定しております。
4. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであり、保証料は保証形態を勘案して設定しております。
5. Akebono Europe S.A.S.の行った株主割当増資を引き受けたものであります。
6. 資金の貸付は、当社が提示した条件（利率等）をもとに、交渉の上決定しております。
7. 子会社への貸倒懸念債権に対し4,218百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において3,914百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-------------------------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △32円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | △193円38銭 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。 | |
| 当期純利益 | △25,769百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | △25,769百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 133,254千株 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。